

# 宮崎市地域包括支援センター業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」とする。）第115条の46の規定に基づき、本業務受託事業者（以下、「受託者」とする。）が設置した地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 地域包括支援センターで実施する業務

- (1) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二）
- (2) 包括的支援事業（法第115条の45第2項第1号から第6号）
- (3) 地域ケア会議の開催（法第115条の48第1項）
- (4) 指定介護予防支援業務（法第115条の22）
- (5) (1)～(4)に掲げるもののほか、地域包括支援センターの運営に必要な業務

## 2 業務地域

本業務を行う地域は、中央東地区の一部（橋通東4、5丁目 橋通西4、5丁目 錦本町 錦町 江平東1、2丁目 江平町1丁目 江平中町 江平東町 高千穂通1、2丁目 丸島町 江平西1、2丁目 権現町 北権現町 柳丸町 青葉町 下原町 大和町 宮崎駅東2、3丁目）および檉地区の一部（山崎町 阿波岐原町 新別府町 吉村町の一部 浮城町）で構成される中央東・檉北圏域とする。

## 3 施設の名称および設置場所

本業務を行う拠点となる施設の名称は、宮崎市中央東・檉北地区地域包括支援センターとし、主たる事務所を中央東・檉北圏域内に設置するものとする。地域包括支援センターの事務室は、中立性・公平性を担保するため独立で設置することとし、包括設置法人所有施設、介護予防サービスを提供する施設および居宅介護支援事業所との併設については原則認めないものとする。ただし、経過措置として運営に支障が生じなければ、期間を定め運営協議会の承認を得たうえで併設する施設等の使用を認める。

## 4 施設の設備

- (1) 地域包括支援センターを設置する予定である建物および不動産について、本市の都市計画等に合致したものであること。また、建築基準法その他の法令等を遵守していること。
- (2) 受付および簡易な相談に対応できる受付カウンターを設置すること。また、大人5人程度がテーブル等を囲んで話せる程度のスペースを確保すること（プライバシーが確保されるよう、他のスペースとは別室又は区切られたスペースとすること。パーティション等により区切ることも可）。
- (3) 事務室内には、施錠可能な書類保管庫を設置すること。また、地域包括支援センター専用で利用できるパソコン、電話、プリンター、ファクシミリを配備すること。
- (4) インターネットへの接続が可能な環境を整備し、新規メールアドレスを取得すること。なお、

同パソコンのセキュリティ機能も確保すること。

(5) 地域包括支援センター職員が専用利用できる自動車を2台以上配備すること。

(6) 利用者専用の駐車スペースを2台以上確保すること。

(7) 市が示す仕様に従い、地域包括支援センターの看板を1以上設置し、地域住民への周知に努めること。

## 5 業務日および業務時間

地域包括支援センターの窓口開設日および開設時間等は次のとおりとする。ただし、業務時間以外であっても、地域の住民、関係団体等の会議への出席を求める場合がある。

(1) 窓口開設日 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月29日から翌年の1月3日までは除く）

(2) 窓口開設時間 午前8時30分～午後5時まで

(3) 相談等の受付時間 年間を通して24時間の対応が取れる体制を構築すること。窓口開設時間外における電話も自動転送等の対応をとること。

## 6 人員体制

### (1) 配置する職員

#### ① 専門職の職種

地域包括支援センターには、次のアからウまでの職種（以下「3職種」という。）の職員を配置する。

ア 保健師その他これに準ずる者（次のa又はbの者をいう。以下同じ。）

a 保健師

b 地域ケア、地域保健等に関する経験及び高齢者に関する公衆衛生業務の経験年数が1年以上ある看護師

イ 社会福祉士その他これに準ずる者（次のa又はbの者をいう。以下同じ。）

a 社会福祉士

b 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者（次のa又はbの者をいう。以下同じ。）

a 主任介護支援専門員

b 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

#### ② 3職種の職員の員数

地域包括支援センターに配置する3職種職員の員数は、常勤専従で合計4人以上とし、3職種のすべての職種を1人以上配置することとする。

### (2) 地域包括支援センターの管理者について

地域包括支援センターには専任の管理者を配置するものとする。但し、管理者は地域包括支

援センターの職員（3職種）を兼務することができるものとする。

## 7 業務内容

地域包括支援センターの業務は次に掲げるものとする。また、各業務に関しては宮崎市地域包括支援センター運営方針および地域包括支援センター業務マニュアル（厚生労働省老健局作成）等に従い、適切に実施すること。

### （1）第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二）

要支援者および介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて高齢者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス等の適切なサービスが包括的かつ効果的に実施されるよう必要な援助を行うこと。

### （2）包括的支援事業

#### ①総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況等を把握し、地域の適切なサービスや関係機関、制度の利用へつなげる等の支援を行うこと。

#### ア 実態把握

地域の高齢者等の心身状況や家庭環境等について、民生委員や関係機関等と連携しながら実態把握を行うこと。また、地域特有の課題やニーズを発見し、早期対応できるよう第2層生活支援コーディネーターや関係団体等と連携し、地域に存在する社会資源の把握を行うこと。

#### イ 総合相談業務

高齢者宅への訪問や関係者からの情報収集等により、相談者等との信頼関係を構築し、課題を明確にしたうえで、適切な機関・制度・サービスへつないで継続的なフォローを行うこと。

なお、支援においては、包括内のチームアプローチや地域のネットワークを生かしながら対応すること。

#### ウ ネットワーク構築業務

高齢者やその家族、民生委員等の相談に対し、地域の社会資源等とつながるよう、日頃から民生委員や医療関係者、介護支援専門員等の関係者との地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築を図り、業務を円滑かつ効率的に進めること。

また、第2層生活支援コーディネーターが中心となって取り組む介護予防と生活支援のネットワークづくりに、情報提供等を行うこと。

#### ②権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

#### ア 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たって関係機関を紹介するなど必要な支援を行うこと。なお、成年後見の利用が必要と認められるが、申立てを行える親族がない等の場合は、市へ報告し、市長申立てにつなげる。

#### イ 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市と連携し、措置入所の支援を行うほか、その後の状況把握を行うこと。

#### ウ 高齢者虐待への対応

高齢者虐待に関する相談、通報、助言のほか必要な支援等を行うこと。具体的な虐待への対応方法等については、「宮崎市高齢者虐待対応マニュアル」に従い、市と連携して適切に対応すること。

#### エ 消費者被害の防止

訪問販売等による消費者被害を未然に防止するため、宮崎市消費者生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行うこと。

### ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、主治医と介護支援専門員との連携はもとより他の様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るなど、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行う。

#### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設等を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援すること。

#### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員の情報交換等を行う場を設定するなど、介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図ること。

#### ウ 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に際し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援など、専門的な見地からの個別指導および相談への対応を行うこと。

また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各種専門職や関係機関とも連携のうえ、事例検討会や研修の実施、制度や市の施策等に関する情報提供等を行うこと。

#### エ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携のもとで、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行うこと。

④地域ケア会議の開催（法第 115 条の 48 第 1 項）

宮崎市地域ケア会議実施要綱に基づき、次の会議を主催又は市が主催する会議に参加すること。

- ア 地域ケア個別会議
- イ 小地域ケア会議
- ウ 圏域別地域ケア会議
- エ 地域ケア推進会議

⑤自立支援型地域ケア会議等による介護予防ケアマネジメント業務

市の開催する自立支援型地域ケア会議に出席し、市および専門職助言者（管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、薬剤師等）等とともに、高齢者の課題解決に向けた支援の方向性を検討し、そのケアマネジメントに反映すること。また、高齢者の自立支援および重度化防止を図る観点から、市が実施する事業や地域で実施されるサービス等へのつなぎを適切に行うこと。

⑥在宅医療介護連携の推進（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）

在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進するため、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築等により在宅医療・介護関係者の顔の見える関係づくりを行い、総合理解、連携強化を図ること。

⑦生活支援サービスの体制整備（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）

高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、地域の多様な主体による地域資源の把握・分析や情報共有に積極的に取り組むこと。また、生活支援コーディネーターと連携し、圏域で実施した地域ケア会議の成果を生かし、生活支援ニーズや不足しているサービスの把握に努めるとともに、サービスの担い手の発掘や第 2 層協議体の設置に協力すること。

⑧認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、市や関係機関と連携を図りながらその支援を行うこと。

ア 関係機関との連携

早期診断や早期対応に向けて、認知症疾患医療センターやかかりつけ医等と連携・協力体制を整備し、相談窓口の周知を行うこと。また、困難事例について必要に応じて認知症地域支援推進員へ相談し、認知症初期集中支援チームにつないで支援を行うこと。

イ 認知症の人やその家族への支援

認知症の人が自ら楽しめる場として、家族にとっては相談や情報収集の場および地域住民との交流の場として、認知症カフェへの参加を勧めるほか、介護に関して不安や悩み等を感じている人には介護教室等への参加を勧めること。

ウ 地域の見守り体制づくり

認知症地域支援推進員と連携し、認知症に対する正しい知識や見守りの重要性に関する普及啓発に努めること。また、日頃から地域住民や事業所等が認知症の人に対して見守りや声かけ

を行うことができるように、自治会等による認知症見守り声かけ模擬訓練や認知症サポーター養成講座等の開催を支援すること。

### (3) 指定介護予防支援業務（法第 115 条の 22）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関と連絡調整を行うこと。

受託者は、指定介護予防支援業務を実施するため、介護保険法第 115 条の 46 の規定に基づき設置した地域包括支援センターに対する市の指定を受けること。

#### ① 予防給付に関するケアマネジメント業務

#### ② 指定介護予防支援業務の委託

地域包括支援センターは指定介護予防支援業務の一部を、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。委託にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 委託に関し地域包括支援センター運営協議会に報告すること。

イ 指定介護予防支援基準第 30 条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。

ウ 委託先の指定居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援業務に関する研修を受講するなど必要な知識および能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。

エ 指定介護予防支援業務に係る責任主体は地域包括支援センターであり、委託を行った場合でも、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当であるかなど確認を行うこと。

### (4) その他の業務

#### ① 市が実施する事業等に関する業務

市が実施する自立支援や介護予防等の各事業について、高齢者やその家族等に積極的に情報提供等を行うこと。また、介護用品支給事業や生活支援配食サービス等の各事業について、利用者からの相談に応じて、申請の支援を行うこと。

#### ② 例月の報告に関する業務

#### ③ 宮崎市地域包括支援センター運営協議会における報告や説明等に係る業務

#### ④ 業務の記録管理に関する業務

#### ⑤ 年間事業計画や活動報告に関する業務

#### ⑥ 市が指定する研修会や、運営業務のスキルアップにつながる研修会等への参加。

受託者において、運営業務のスキルアップにつながるように、市外県外で開催される研修会も含め積極的な参加を職員へ促すこと。

#### ⑦ 毎月の管理者会議など各会議への参加

#### ⑧ その他地域包括支援センター運営に関して必要な業務や、市が指示する業務

## 8 委託料の請求・支払・精算

(1) 請求

受託者は、市の指定する方法により、委託料を請求するものとする。

(2) 支払

委託料は原則として、年4回の概算払いとし、支払月は4月、7月、10月、1月とする。

(3) 精算

委託料は、総事業費の決算額をもって精算するものとし、市の指定する方法により精算書を提出すること。ただし、契約金額を上回る精算は行わないものとする。

**9 苦情対応**

苦情等に対応する体制を整備するとともに、誠実に対応し再発防止に努めること。

また、必要な場合は速やかに市に報告し、指示を受けること。

**10 法令等の遵守**

受託者は、地域包括支援センターを運営するにあたり、法その他の関係法令を遵守すること。

**11 秘密の保持**

受託者もしくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なく、その業務に関して知りえた情報を漏らしてはならない。

また、個人情報の取扱いにつき、関係法令、市条例等を遵守し、厳重に取り扱うとともに、その紛失漏洩がないよう十分配慮すること。

**12 公平および中立性**

受託者は、地域包括支援センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者、団体、個人を有利に扱ってはならない。